

# 第51期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時  
受付開始：午前9時より

## 開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール  
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 役員賞与支給の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役3名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

## 目次

第51期定時株主総会招集ご通知	P 1
株主総会参考書類	P 5
（提供書面）	
事業報告	P 13
連結計算書類	P 43
計算書類	P 45
監査報告	P 47

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力の程お願い申し上げます。  
※ご出席の株主様へのお土産は、控えさせていただきます。

証券コード 9788  
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
**株 式 会 社 ナ ッ ク**  
代表取締役社長 吉 村 寛

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1</b> 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）														
<b>2</b> 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館5階エミネンスホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）														
<b>3</b> 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案 役員賞与支給の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案 定款一部変更の件</td></tr><tr><td></td><td>第4号議案 取締役3名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第5号議案 監査役1名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件		第2号議案 役員賞与支給の件		第3号議案 定款一部変更の件		第4号議案 取締役3名選任の件		第5号議案 監査役1名選任の件
報告事項	1. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件														
	2. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件														
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件														
	第2号議案 役員賞与支給の件														
	第3号議案 定款一部変更の件														
	第4号議案 取締役3名選任の件														
	第5号議案 監査役1名選任の件														

## 【ご注意事項】

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任するに限られます。この場合代理権を証明する書類の提出が必要となります。
- ◆株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◆本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき当社ウェブサイトに掲載しておりますので、報告事項に関する提供書面には記載しておりません。
- ◆インターネット開示事項は監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

## 【株主総会会場における新型コロナウイルス感染防止について】

- ◆ご来場いただく場合には、マスク着用等の感染予防を講じていただきますようお願い申し上げます。
- ◆当社取締役、及び監査役は、状況により株主総会開催中のご報告や質疑応答においてもマスクを着用させていただく場合がございますのでご了承願います。
- ◆会場運営スタッフは、当日の体調を十分に確認したうえで、マスクを着用させていただきます。
- ◆会場各所にアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ◆感染リスクを最小限にするため、株主様のお座席は間隔を空けて配置いたします。
- ◆質疑応答時は、ご質問者ごとに使用マイクのアルコール消毒を実施いたします。
- ◆株主総会会場ご入場にあたっては、株主様の体温を計測させていただきます。37.5度以上の体温が計測された株主様、又は体調不良とお見受けした株主様につきましては、当社スタッフがお声掛けさせていただき、感染拡大防止のための必要な対応(入場のお断りや、退場を命じること)を講じることがございますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により、本株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト	<a href="https://www.nacoo.com/">https://www.nacoo.com/</a>
----------	---

以 上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

**2022年6月29日（水曜日）**  
**午前10時**（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2022年6月28日（火曜日）**  
**午後5時30分到着分まで**



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2022年6月28日（火曜日）**  
**午後5時30分入力完了分まで**

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日


1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

見本

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

郵便番号 XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号議案、第2号議案、第3号議案、第5号議案**

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

**第4号議案**

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

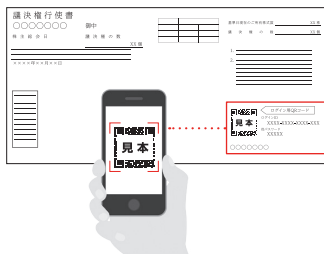
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

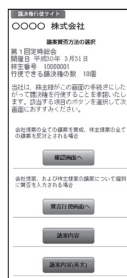
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

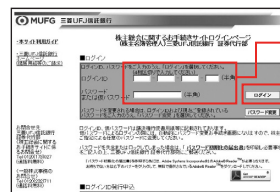
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

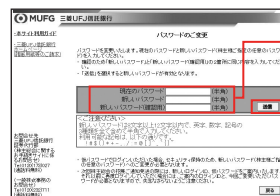
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、「連結純資産配当率4%（年間）以内」、ただし「配当性向100%以内」を基準としています。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>29円</b> 配当総額 654,727,606円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

## 第2号議案

# 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名（うち社外取締役4名）、及び監査役4名（うち社外監査役3名）の合計13名に対し、当期の業績等を勘案して、第51期親会社株主に帰属する当期純利益の1%に当たる総額17百万円（取締役分15百万円（うち社外取締役分2百万円）、監査役分2百万円（うち社外監査役分1百万円））の役員賞与を支給したいと存じます。

本議案につきましては、独立社外取締役4名、独立社外監査役1名の合計5名で構成される指名報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものであり、内容は相当と判断しております。

各役員に対する支給金額については、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。

### 第3号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）



現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第15条（電子提供措置等）</u>  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項の内、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下施行日という。）から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>  <u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第4号議案****取締役3名選任の件**

本総会の終結の時をもって取締役川上裕也氏、小磯雄一郎氏、脇本和好氏の3名は任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため再任取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関し、指名報酬諮問委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項がない旨の報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	かわ	かみ	ひろ	なり	
1	川	上	裕	也	(1965年10月28日生)
					所有する当社株式数…………… 24,173株
					在任年数…………… 8年
					取締役会出席状況…………… 13/13回

**【略歴、当社における地位及び担当】****再任**

2012年 6月 当社入社  
 2013年 4月 上席執行役員 ビジネスサポートカンパニー 管理本部 本部長  
 2014年 4月 常務執行役員  
 2014年 6月 取締役（現任）  
 2016年 4月 ビジネスサポート本部 本部長（現任）  
 2021年 2月 美容・健康ビジネスカンパニー代表（現任）  
 2021年 6月 住宅ビジネスカンパニー代表（現任）  
 2021年 7月 専務執行役員（現任）

**【重要な兼職の状況】**

株式会社 J I M O S 代表取締役社長  
 株式会社 ナックライフ パートナーズ 代表取締役社長  
 株式会社 ジェイウッド 取締役  
 株式会社 ケイディアイ 取締役  
 株式会社 グッドライフ ビジネスサポート 取締役  
 株式会社 トレミー 取締役  
 エースホーム株式会社 監査役

**取締役候補者とした理由**

川上裕也氏は、コーポレート部門の責任者として経営の監督の役割を十分に果たし、当社グループの経営体質全般の強化や財務戦略等の推進に努めてまいりました。これらの専門性の高い知識と経験を当社の経営に活かすことで、引き続き当社の経営体制の一層の強化を図るとともに、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務遂行を果たしうると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 所有株式数は、2022年3月31日現在のものです。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

候補者番号

2

こ いそ ゆういちろう  
小 磯 雄一郎

(1959年4月12日生)

所有する当社株式数…………… 11,226株

在任年数…………… 8年

取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2013年 1月 当社入社

2013年 4月 常務執行役員 デリバリービジネスカンパニー クリクラ事業本部 本部長

2014年 4月 クリクラビジネスカンパニー代表（現任）

2014年 6月 取締役（現任）

2021年 7月 専務執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ACC 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

小磯雄一郎氏は、クリクラ事業における加盟店運営及び販売管理を指揮し、業績向上に寄与するなど事業基盤の強化に高い貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、取締役として選任を願います。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数は、2022年3月31日現在のものです。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

候補者番号

3

わきもとかずよし  
**脇本和好** (1961年7月12日生)

所有する当社株式数…………… 13,406株  
在任年数…………… 6年  
取締役会出席状況…………… 13/13回

**再任**

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1984年 4月 当社入社  
2010年 4月 執行役員 クリクラ事業本部 運営部 運営室 室長  
2011年 1月 レンタル事業本部 副本部長  
2012年 4月 ウィズ事業部 事業部長  
2016年 4月 上席執行役員 レンタルビジネスカンパニー代表（現任）  
2016年 6月 取締役（現任）  
2019年 7月 常務執行役員（現任）

**【重要な兼職の状況】**

株式会社グッドライフビジネスサポート 代表取締役社長  
株式会社アーネスト 取締役

**取締役候補者とした理由**

脇本和好氏は、1984年4月の当社入社以来、レンタル事業・クリクラ事業を通じて事業の拡大に貢献し、また、2016年4月からはレンタルビジネスカンパニーの代表として、主要事業を牽引し、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 所有株式数は、2022年3月31日現在のものであります。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役大和田徹氏は任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため再任監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、指名報酬諮問委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項がない旨の報告を受けております。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	お	お	わ	だ	と	お	所有する当社株式数……………	- 株
	大	和	田	徹	(1974年3月8日生)	徹	在任年数……………	4年
							取締役会出席状況……………	13/13回
							監査役会出席状況……………	7/7回

### 〔略歴、当社における地位〕

#### 再任

1996年4月 清水建設株式会社 入社  
2000年11月 同社首都圏事業本部企画管理部

#### 社外

2002年6月 同社海外支店バンコク営業所

#### 独立

2008年1月 福田税理士事務所 入所  
2009年8月 税理士法人YCA 入社  
2012年12月 西章税理士事務所 入所  
2017年6月 税理士法人アイ・タックスファーム 代表社員  
2018年6月 当社監査役（現任）  
2020年3月 大和田徹税理士事務所 代表（現任）

### 〔重要な兼職の状況〕

大和田徹税理士事務所 代表

### 社外監査役候補者とした理由

大和田徹氏は、税理士としての豊富な経験から、税務分野に係る知見に基づいた企業経営に関する十分な見識を有するとともに、当社に対する適切な助言や監督を頂いております。これらのことから社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き当社社外監査役候補者と致しました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 大和田徹氏は社外監査役候補者であります。  
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、大和田徹氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。賠償責任限度額は法令が定める金額としております。本総会において大和田徹氏の選任が承認された場合、当社は、大和田徹氏との間で、当該契約を継続する予定であります。  
4. 当社は、大和田徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の感染者数が増加と減少を繰り返すなかで、一進一退の動きが続きました。

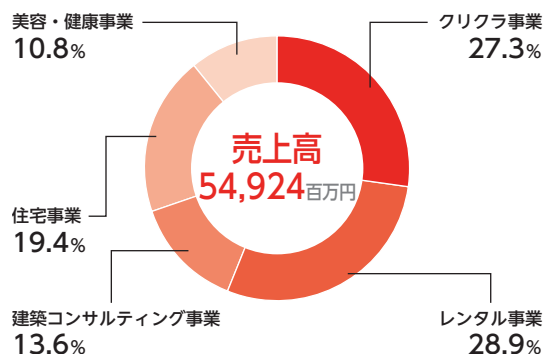
当社グループの事業領域である小売・サービスにおいて、個人消費は持ち直しに足踏みがみられます。消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は横ばい圏内となっており、消費者マインドはこのところ弱含んでいます。

このような中、当社グループでは各事業分野において、感染症関連分野の拡充や営業活動のオンライン化、商圏の拡大及び事業再編に積極的に取り組んでまいりました。

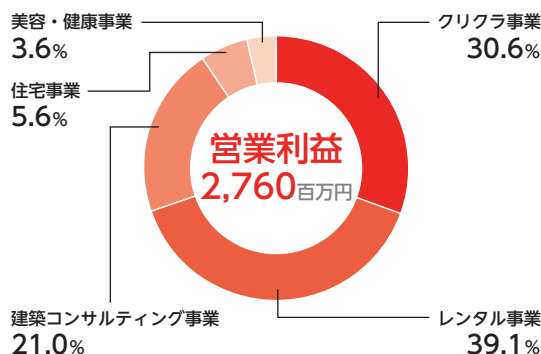
その結果、当連結会計年度の業績は、売上高54,924百万円（前期比1.1%減）、営業利益2,760百万円（同0.8%減）、経常利益2,792百万円（同4.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,708百万円（同7.0%減）となりました。

また、個別業績は、売上高33,004百万円（前期比0.7%減）、営業利益1,773百万円（同30.8%減）、経常利益1,862百万円（同23.9%減）、当期純利益1,138百万円（同59.1%増）となりました。

#### 売上高構成比



#### 営業利益構成比

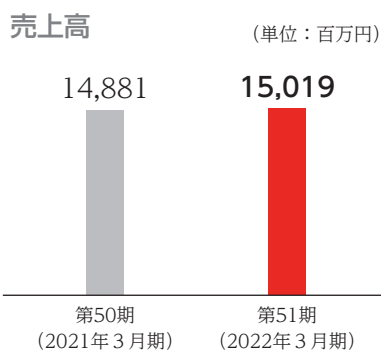


(注) 売上高構成比の計算に、セグメント間の内部売上高又は振替高△69百万円は含みません。また、営業利益構成比の計算に、各セグメントに帰属しない全社費用等1,387百万円は含みません。

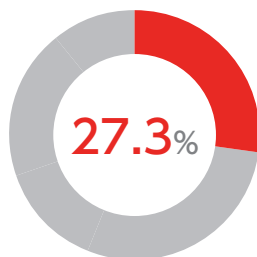
# クリクラ事業

売上高 15,019百万円  
(前連結会計年度比0.9%増)

営業利益 1,269百万円  
(前連結会計年度比22.0%減)



売上高構成比



宅配水市場は、感染症の影響により法人向け、特に大企業での消費量は減少したものの、当社の強みである個人向けにおいては、在宅時間増加に伴い消費量も増加しました。

クリクラ事業では、人材採用や新商品開発への先行投資に加え、新規顧客獲得のため、WebやSNSを活用した販促や、キャラクター等とのコラボを行うなど販売活動強化に取り組みました。

直営部門は、引き続き積極的な販促活動とサービス品質の向上に取り組み、クリクラボトルの売上高は前期比微増となりました。除菌意識の高まりで前期に販売数が急増した次亜塩素酸水溶液「ZiACO（ジアコ）」は、顧客数が増加傾向にある一方で顧客単価は低下したため売上高は前期比で減少しました。結果、直営部門全体の売上高は前期比で微増となりました。

加盟店部門では、プラント関連売上高が前期比で増加したものの、次亜塩素酸水溶液「ZiACO（ジアコ）」関連商材の反動減により、部門全体の売上高は前期比同水準となりました。

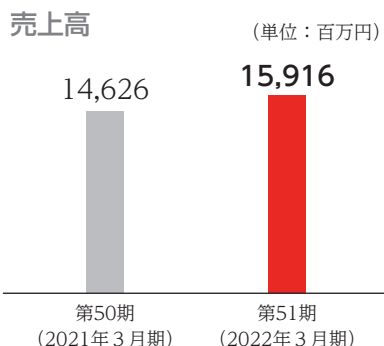
損益面では、今後の顧客数増加のための先行投資として、直営部門を中心に営業人員の確保やサステナブルな方針に向けた投資により販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高15,019百万円（前期比0.9%増）、営業利益1,269百万円（同22.0%減）となりました。

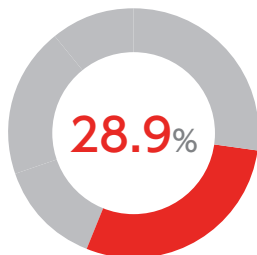
# レンタル事業

売上高 15,916百万円  
(前連結会計年度比8.8%増)

営業利益 1,621百万円  
(前連結会計年度比21.7%増)



売上高構成比



レンタル事業では、人生100年時代に向けた各事業の需要増加を見据えて、販売網の拡大やサービス体制の強化に取り組みました。

主力のダスキン事業では、ダストコントロール商品部門の売上高は前期比同水準でしたが、一方で、家事代行や害虫駆除、花と庭木の管理といった包括的な役務サービスを提供するケアサービス部門においては事業数を増やしており（2018年8月に締結した株式会社ダスキンの資本業務提携後から販促人員を増強して営業活動拡大中）、結果売上高が増加し、ダスキン事業全体の売上高は前期比で増加しました。

害虫駆除器「with」を主力とするウィズ事業では、緊急事態宣言解除により主要顧客である飲食店も徐々に営業を再開し、停止していた定期納品も回復傾向にあったものの、長期にわたる飲食店業界の休業・時短営業の影響による顧客減少分までは補いきれず、売上高は前期比で減少しました。

ビルメンテナンスサービスを提供する株式会社アーネストにおいては、空港の水際対策による隔離施設を始めとする感染症関連の消毒・除菌作業の受注が大きく増えたことに加え、感染症ワクチンの職域接種会場の運営を大口顧客より受注したことで、売上高は前期比で大幅に増加しました。

損益面では、ウィズ事業の売上高減少及び主としてケアサービス部門の販促活動強化による販売費及び一般管理費の増加をダスキン事業及び株式会社アーネストの売上高増加が補い、営業利益は前期比で増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高15,916百万円（前期比8.8%増）、営業利益1,621百万円（同21.7%増）となりました。出店につきましては、当連結会計年度に、ダスキン事業において、ヘルスレント市川ステーションとヘルスレント小田原ステーション、ヘルスレント相模原ステーション、高槻支店を開設しました。



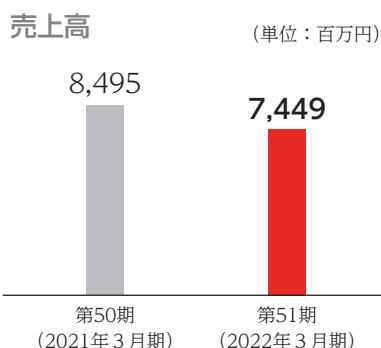
# 建築コンサルティング事業

売上高 7,449百万円

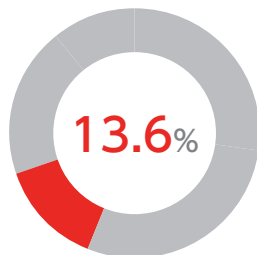
(前連結会計年度比12.3%減)

営業利益 872百万円

(前連結会計年度比8.1%増)



売上高構成比



地場建築業界及び市場は、慢性的な職人不足や物流コストの高騰に加え、ウッドショックや半導体供給不足による住宅部資材や住宅設備機器の納入遅延が追い打ちとなり、引き続き厳しい外部環境となりました。

ノウハウ販売部門では新規出店及び販売価格の改定が寄与し、売上高は前期比増加しました。

一方、住宅販売を手掛けるsuzukuri Div. (前期より住宅事業から建築コンサルティング事業にセグメント変更し、当期よりノウハウ販売部門に編入して集計)において住宅販売からコンテンツビジネスへと軸足を移している過程で、受注数が伸び悩んだことに伴う完工棟数の減少があり、部門全体での売上高は前期比で減少しました。

省エネ関連部資材の施工及び販売を手がけるナックススマートエネルギー株式会社では、住宅市場への転換を行ったことで主要な需要先が法人から個人に変わったことによる顧客単価の低下に加え、半導体不足による蓄電池及びパワーコンディショナー、エコキュート等の納入遅延・停止を原因とする工期遅延もあり売上高は前期比で減少しました。

エースホーム株式会社では、2020年10月に開始した当社との共同開発商品の販売好調及び、加盟店による上棟数増加に伴う卸売増加により、売上高は前期比で増加しました。なお、エースホーム株式会社は決算期変更(2月期→3月期)に伴い当期は13ヶ月決算となります。

損益面では、ノウハウ販売部門及びエースホーム株式会社による新商品及び新サービスの投入が奏功し、営業利益は前期比で増加しました。

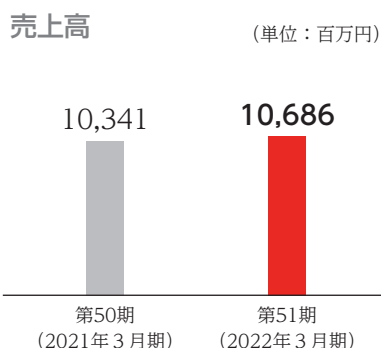
以上の結果、当連結会計年度の売上高7,449百万円(前期比12.3%減)、営業利益872百万円(同8.1%増、エースホーム株式会社ののれん償却額41百万円を含む)となりました。

出店につきましては、当連結会計年度に、ノウハウ販売部門において、松山支店と金沢支店を開設しました。

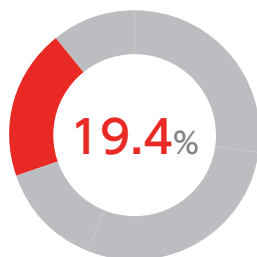
# 住宅事業

売上高 **10,686**百万円  
(前連結会計年度比3.3%増)

営業利益 **233**百万円  
(前期営業利益74百万円)



売上高構成比



住宅業界では、国土交通省発表の3月新設住宅着工戸数は、貸家や分譲住宅を含む全体では13ヶ月連続で増加したものの、当社の事業領域である持家では4ヶ月連続の減少となるなど一転して厳しい状況となりました。

株式会社ケイディアイでは、都内の土地価格上昇で用地仕入に苦戦したことに加え、ウッドショックによる構造材不足が販売在庫の減少に繋がり、売上高は前期比で減少しました。

株式会社ジェイウッドでは、国の住宅取得に係る経済対策の一つであるすまい給付金の申込期限の影響で当第2四半期連結累計期間の受注が好調に推移した結果、完工棟数の増加へと繋がり、売上高は前期比で増加しました。

損益面では、株式会社ケイディアイの商圏である東京都区部の土地価格上昇に伴う建売住宅の価格上昇が利益率向上に寄与し、営業利益は前期比で大幅に増加しました。

株式会社ジェイウッドではウッドショックによる材料費高騰があったものの、売上高の前期比増加に加え、前期実施した店舗の統廃合・移転による販売費及び一般管理費の削減効果もあり、営業損失が前期比で縮小しました。

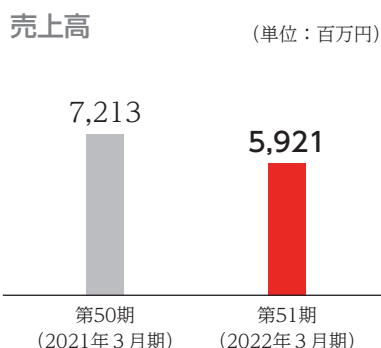
以上の結果、当連結会計年度の売上高10,686百万円（前期比3.3%増）、営業利益233百万円（前期営業利益74百万円、株式会社ケイディアイと株式会社ジェイウッドののれん償却額44百万円を含む）となりました。

なお、株式会社ジェイウッドは、2021年4月1日を効力発生日として株式会社国木ハウスを吸収合併しております。当該事業は、株式会社ジェイウッドにてKUNIMOKU HOUSEブランドとして継続しております。

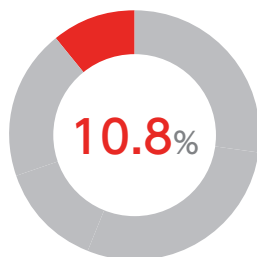
# 美容・健康事業

売上高 **5,921**百万円  
(前連結会計年度比17.9%減)

営業利益 **151**百万円  
(前連結会計年度比23.1%増)



## 売上高構成比



化粧品業界では感染症の影響により、インバウンド観光客による購買の消失に加え、外出自粛によるメイクアップ商品を中心とした化粧品需要の減少もあり、引き続き厳しい市場環境となりました。

株式会社JIMOSでは、感染症の影響長期化に伴うメイク機会減少により、主力であるメイクアップ商品の買い控え等が響き、売上高は前期比で減少しました。

株式会社ベルエアーでは、美容健康商材の販売が好調であったものの、主力の栄養補助食品の顧客数が減少傾向にあることもあり、売上高は前期比で減少しました。

損益面では、株式会社JIMOSでは売上高減少に伴う売上総利益減少を、販売促進費や人件費、業務委託費を中心とした販売費及び一般管理費削減の取り組みにて補い、営業利益は前期比増加しました。株式会社ベルエアーにおいては、利益率の高い栄養補助食品の販売減少により営業利益は前期比で減少しました。

また、美容・健康事業を中心とした新たな商品開発やビジネス展開を目的として、2021年7月に化粧品受託製造の株式会社トレミーを子会社化し当第3四半期連結会計期間より損益計上しています（影響は軽微）。なお、株式会社トレミーは、株式会社JIMOSの主力商品の製造委託先です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高5,921百万円（前期比17.9%減）、営業利益151百万円（同23.1%増、株式会社JIMOS、株式会社ベルエアーと株式会社トレミーののれん償却額等185百万円を含む）となりました。

なお、自社ECサイト及びECモールを中心としたEC事業の強化を目的として、2021年9月に株式会社JIMOSよりインフィニティービューティー事業及び代謝生活CLUB事業を新設分割して株式会社アップセールを設立いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は675百万円であり、主なものは、クリクラ事業の営業所・工場設備の新設及び改修に係る198百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金残高は7,460百万円であり、前期末残高比で2,249百万円減少しております。

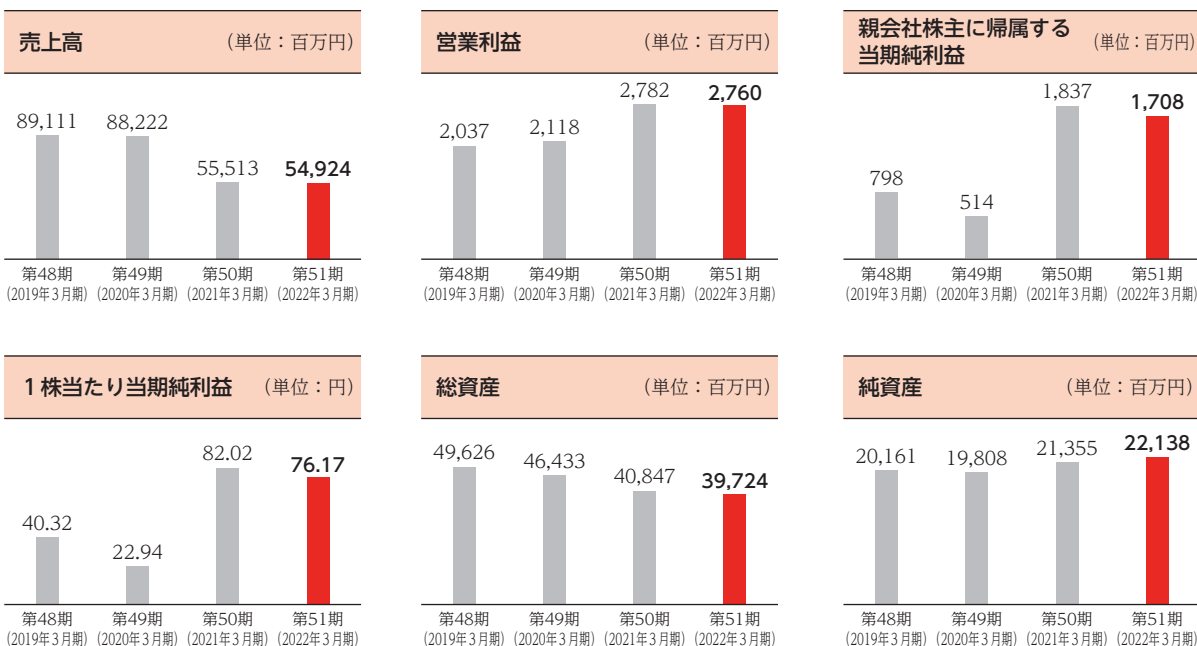
④ 重要な企業再編等の状況

当社子会社の株式会社ジェイウッドと当社子会社の株式会社国木ハウスは2021年4月1日を効力発生日として、株式会社ジェイウッドを存続会社とする吸収合併を行いました。

当社は、2021年7月30日を効力発生日として、株式会社トレミーの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

当社子会社の株式会社JIMOSは、2021年9月1日を効力発生日として、インフィニティービューティー事業及び代謝生活CLUB事業を株式会社アップセールに承継させる新設分割を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況



	第48期 (2019年3月期)	第49期 (2020年3月期)	第50期 (2021年3月期)	第51期(当期) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	89,111	88,222	55,513	54,924
営業利益 (百万円)	2,037	2,118	2,782	2,760
経常利益 (百万円)	2,081	2,098	2,683	2,792
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	798	514	1,837	1,708
1株当たり当期純利益 (円)	40円32銭	22円94銭	82円02銭	76円17銭
総資産 (百万円)	49,626	46,433	40,847	39,724
純資産 (百万円)	20,161	19,808	21,355	22,138

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しております。

- 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
- 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

事業セグメント	会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
レンタル事業	株式会社アーネスト	10百万円	100.0	ビルメンテナンス事業等
建築コンサルティング事業	ナックススマートエネルギー株式会社	80百万円	100.0	省エネ関連部資材の施工と販売
	エースホーム株式会社	100百万円	86.0	住宅フランチャイズ事業
住宅事業	株式会社ジェイウッド	100百万円	100.0	注文住宅の建築請負
	株式会社ケイディアイ	100百万円	100.0	分譲住宅・注文住宅の建築請負
	株式会社ナックライフパートナーズ	10百万円	100.0	金融業
美容・健康事業	株式会社JIMOS	350百万円	100.0	化粧品・健康食品の通販等
	株式会社ベルエアー	50百万円	100.0	栄養補助食品・化粧品の製造・販売
	吉慕詩股份有限公司	3百万TWD	100.0	化粧品の通販等
	株式会社トレミー	80百万円	100.0	化粧品の開発・製造
	株式会社アップセール	50百万円	100.0	化粧品・健康食品・医薬品の通販等

- (注) 1. 株式会社国木ハウスにつきましては、2021年4月1日付で株式会社ジェイウッドを存続会社とする吸収合併をしたため、重要な子会社から除外いたしました。
2. 2021年7月30日に株式会社トレミーの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 2021年9月1日に新設分割により株式会社アップセールを設立し、同社を連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、創業の事業であるレンタル事業を中心に、クリクラ事業、建築コンサルティング事業、住宅事業、美容・健康事業の5つの事業体制のもと、創業時からの基本戦略である「コングロマリット（複合的異種混成型）企業」の基盤を築いてまいりました。

しかしながら、足下では新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加と減少を繰り返す中で、一進一退の動きが続いています。また、原油価格や食品価格を始めとする物価高の影響は徐々に広まってきています。このような中、当社グループにおきましては中期経営計画達成のため、経済及び社会情勢の変化を的確に捉え、事業間シナジーを追求しながら様々な施策に取り組んでまいります。

##### クリクラ事業

引き続き顧客件数の拡大に取り組めます。炭酸水が飲めるマルチサーバーや浄水型サーバーを始めとする新商品・新サービスの提供を行うとともに、既存の販売手法やエリアマーケティングの強化に努め、あらゆる顧客獲得策を実行します。また、成長を支える人材の確保と育成、サービス品質の向上にも取り組み、メディア戦略や競合対策にも注力していきます。

##### レンタル事業

ダスキン事業において、Face to Faceでの顧客接点を重視する当社グループの原点に立ち戻り、新たな生活スタイルに対応した商品やサービスを提供していきます。また、株式会社ダスキンとの資本業務提携契約に基づくケアサービス部門及びヘルスレント部門でのさらなる出店（事業数拡大）により、首都圏並びに政令指定都市でのサービス網を拡大します。

害虫駆除器「with」を主力とするウィズ事業では、主要顧客の飲食店業界が感染症の影響を大きく受ける中、組織体制の強化及び営業活動の効率化を着実に実施することで業績回復を目指すとともに、感染症の影響で中止していた代理店の開拓にも力を入れていきます。

株式会社アーネストでは、前期に引き続き、感染症ワクチンの職域接種会場の運営等、国策事業の獲得に注力していきます。



## 建築コンサルティング事業

中期経営計画施策を実行していくとともに、ノウハウ販売部門においては会員工務店向け研修の充実や無料会員制度の導入により顧客接点を強化します。また、中核でない営業プロセスでのBPOの実施や、SDGsの切り口も活用することで幅広い営業活動を展開していきます。

ナックススマートエネルギー株式会社では、脱炭素社会実現に向けた国及び自治体の各種施策を追い風に、住宅市場向けの顧客をメインターゲットに業容を拡大していきます。

エースホーム株式会社では、加盟店支援の強化及び当社との協働による新サポートサービスの試行を行い、収益力の向上を目指します。

## 住宅事業

株式会社ジェイウッドにおいて、移動モデルハウスによるブランド認知向上やWeb対策、紹介獲得のための各種施策を実行していきます。株式会社ジェイウッド KUNIMOKU HOUSE事業においては、廉価型の企画住宅や駅近を志向する顧客向けに狭小地3階建てプランを展開することで新たな層の取り込みを進めていきます。

株式会社ケイディアイでは、主たる営業地域である首都圏におけるエリアの拡大を図るとともに、注文住宅事業や中古マンションのリフォーム再販事業を展開していきます。

## 美容・健康事業

株式会社JIMOSにおいて、各ブランドにおける積極的な投資の実施により新規顧客獲得を進めるとともに新商品開発を行っていきます。特に、前連結会計年度に販売を開始したブランド「SINN PURETÉ（シンプュルテ）」のさらなる浸透と拡販に取り組んでいきます。

株式会社ベルエアーでは、販路拡大を目的とする販売形態の多様化を進展させ、併せて代理店制度への業態転換を進めていきます。

株式会社トレミーでは、主力のOEM事業を伸長させる一方で、レディメイド式のODM提案を積極展開することで市場環境の変化に柔軟に対応していくとともに、グループ内各社との垂直連携を強化することによるメリットの最大化を目指していきます。

株式会社アップセールでは、ECモール販売の最適化を行うとともに、医薬品の取り扱い開始によって顧客数の拡大を図り、顧客のリピート購入を促進する施策を強化することでLTVの向上を目指します。



(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業セグメント	事業内容
クリクラ事業	宅配水「クリクラ」及び次亜塩素酸水溶液「ZiACO(ジアコ)」の製造・販売
レンタル事業	ダストコントロール商品、介護用品及び福祉用具のレンタル・販売、害虫駆除器のレンタル・販売及び定期清掃業務
建築コンサルティング事業	地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品及び建築部資材の販売と施工、コンサルティング業務並びに住宅フランチャイズ事業
住宅事業	戸建注文住宅の建築請負、分譲住宅の販売及びそれに付随する金融業務
美容・健康事業	化粧品・健康食品の製造・販売及び美容材料・医薬品等の販売

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

連結  
計算  
書類  
／  
計算  
書類

監査  
報告

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

事業区分	営業所名	住所
本社	本店	東京都新宿区
クリクラ事業	本庄工場	埼玉県本庄市
レンタル事業	町田支店	東京都町田市
建築コンサルティング事業	新宿支店	東京都新宿区

② 子会社の主要な営業所

事業セグメント	会社名	住所
レンタル事業	株式会社アーネスト	東京都渋谷区
建築コンサルティング事業	ナックススマートエネルギー株式会社	東京都新宿区
	エースホーム株式会社	東京都新宿区
住宅事業	株式会社ジェイウッド	宮城県仙台市
	株式会社ケイディアイ	東京都中央区
	株式会社ナックライフパートナーズ	東京都新宿区
美容・健康事業	株式会社 J I M O S	福岡県福岡市
	株式会社ベルエアー	東京都新宿区
	吉慕詩股份有限公司	台北市
	株式会社トレミー	東京都府中市
	株式会社アップセール	東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数 (名)	前連結会計年度末比 増減 (名)
クリクラ事業	391 (182)	23 (△5)
レンタル事業	661 (422)	14 (20)
建築コンサルティング事業	164 (8)	△12 (△4)
住宅事業	159 (9)	△14 (7)
美容・健康事業	169 (66)	14 (54)
全社 (共通)	89 (1)	25 (△3)
計	1,633 (688)	50 (69)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、使用人数には、契約社員 (1名)、準社員 (1名) が含まれております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	4,025
株式会社三菱UFJ銀行	1,970
三井住友信託銀行株式会社	710
株式会社みずほ銀行	390
株式会社佐賀銀行	200
株式会社横浜銀行	115
日本生命保険相互会社	50

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,306,750株（自己株式を含む）
- ③ 株主数 18,498名（前年度末比1,760名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ダスキン	5,869,100	26.00
株式会社キャピタル	2,252,964	9.98
株式会社ヤマダホールディングス	2,238,000	9.91
レモンガス株式会社	1,953,500	8.65
ナック従業員持株会	877,860	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	832,000	3.69
西山 由之	726,184	3.22
株式会社ブリリアントフューチャー	524,000	2.32
株式会社エフティグループ	450,900	2.00
エクセレント株主会	321,690	1.42

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,729,936株）を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託口」が保有する当社株式（136,160株）は含んでおりません。
2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	22,940株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告34頁から35頁に記載のとおりであります。

#### (4) 会社役員状況

##### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉村 寛	株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 エースホーム株式会社 取締役 ナックスマートエネルギー株式会社 取締役
取締役	川上 裕也	ビジネスサポート本部長 美容・健康ビジネスカンパニー代表 住宅ビジネスカンパニー代表 株式会社 J I M O S 代表取締役社長 株式会社ナックライフパートナーズ 代表取締役社長 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社グッドライフビジネスサポート 取締役 株式会社トレミー 取締役 エースホーム株式会社 監査役
取締役	小磯 雄一郎	クリクラビジネスカンパニー代表 株式会社 A C C 代表取締役社長
取締役	脇本 和好	レンタルビジネスカンパニー代表 株式会社グッドライフビジネスサポート 代表取締役社長 株式会社アーネスト 取締役
取締役	大場 直樹	建築コンサルティングカンパニー代表 エースホーム株式会社 取締役
取締役	島田 博夫	株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 神戸商工会議所 1号議員 日本国際貿易促進協会 理事
取締役	熊本 浩明	株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング 代表取締役 Global Japan Consulting Limited (香港法人) C E O Global Japan AAP Consulting Private Limited (インド法人) 取締役 株式会社グローバルジャパンネットワーク 代表取締役
取締役	宮島 賢一	荒井商事株式会社 社外取締役
取締役	中畑 裕子	サスティナシード株式会社 代表取締役社長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	遠藤 彰子	株式会社ジェイウッド 監査役 株式会社ケイディアイ 監査役 株式会社アーネスト 監査役 ナックススマートエネルギー株式会社 監査役
監査役	狩野 勝	兼職はございません。
監査役	大和田 徹	大和田徹税理士事務所 代表
監査役	遠藤 哲嗣	遠藤・金崎・栗林法律事務所 代表 日本総合住生活株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役島田博夫氏、取締役熊本浩明氏、取締役宮島賢一氏、取締役中畑裕子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役狩野勝氏、監査役大和田徹氏、監査役遠藤哲嗣氏は、社外監査役であります。
3. 取締役熊本浩明氏は、公認会計士の資格を有しており、会計及び税務分野に関する幅広い知識と専門的知見を有しております。
4. 監査役大和田徹氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い知識と専門的知見を有しております。
5. 監査役遠藤哲嗣氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する幅広い知識と専門的知見を有しております。

② 退任監査役は、次のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日
狩野 勝	社外監査役	2022年6月29日 任期満了予定

③ 社外取締役に関する事項

氏名	兼職状況	当事業年度における取締役会出席回数	独立役員
島田博夫	株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 神戸商工会議所 1号議員 日本国際貿易促進協会 理事 グローバル企業で取締役を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。	13回/13回 (100%)	○
熊本浩明	株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング 代表取締役社長 Global Japan Consulting Limited (香港法人) CEO Global Japan AAP Consulting Private Limited (インド法人) 取締役 株式会社グローバルジャパンネットワーク 代表取締役 公認会計士及びコンサルタントとしての専門的見地から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。	13回/13回 (100%)	○
宮島賢一	荒井商事株式会社 社外取締役 経営全般に関する幅広い見識を有し、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。(2021年6月29日新任)	10回/10回 (100%)	○
中畑裕子	サスティナシード株式会社 代表取締役社長 代表取締役や社外取締役としての豊富な経験とサステナビリティに関する幅広い知識を有しており、高い専門性から経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。(2021年6月29日新任)	10回/10回 (100%)	○

- (注) 1. 当社は、取締役島田博夫氏、取締役熊本浩明氏、取締役宮島賢一氏、取締役中畑裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 各社外取締役の兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結しております。



④ 社外監査役に関する事項

氏名	兼職状況	当事業年度における取締役会出席回数	当事業年度における監査役会出席回数	独立役員
狩野 勝	兼職はございません。	13回/13回 (100%)	6回/7回 (85%)	○
	大所高所からの幅広い視野に立ち、取締役の経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。			
大和田徹	大和田徹税理士事務所 代表	13回/13回 (100%)	7回/7回 (100%)	○
	税理士としての専門的見地から、主に税務事項について適切な意見を適宜行っております。			
遠藤哲嗣	遠藤・金崎・栗林法律事務所 代表 日本総合住生活株式会社 社外監査役	11回/13回 (84%)	7回/7回 (100%)	○
	弁護士としての専門的見地から、主に法務全般について適切な意見を適宜行っております。			

- (注) 1. 当社は、監査役狩野勝氏、監査役大和田徹氏、監査役遠藤哲嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 各社外監査役の兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結しております。

⑤ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であります。上記の被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求及び公的機関による調査に起因して生じた防御費用及び損害賠償金・和解金を当該保険契約により填補することとしております。また、主に被保険者の故意による法令違反や犯罪行為等や身体障害又は財物損壊、保険開始前に既に生じている損害賠償請求等に関連する損害賠償請求等、役員等賠償責任保険契約が役員等に過度なインセンティブとならないよう、一定の免責事由があります。なお、役員等に対する免責金額の設定はなく、当該契約の保険料は取締役会の決議を経て全額当社が負担しております。

## 【ご参考】本定時株主総会後の取締役及び監査役（予定）のスキル・マトリックス

### 株式会社ナック 取締役及び監査役スキル・マトリックス

	氏名 (当社における地位)	在任 年数 <sup>※1</sup>	専門的経験分野・期待する分野 <sup>※2</sup>					指名報酬 諮問委員会
			経営戦略 マーケティング	財務会計 M&A	法務 リスクマネジメント	SDGs ESG	国際経験	
1	吉村 寛 (代表取締役社長)	17	○		○	○		○
2	川上 裕也 (取締役 専務執行役員)	8		○	○	○	○	
3	小磯 雄一郎 (取締役 専務執行役員)	8	○			○	○	○
4	脇本 和好 (取締役 常務執行役員)	6	○			○		○
5	大場 直樹 (取締役 上席執行役員)	1	○		○	○		○
6	島田 博夫 (社外取締役 独立役員)	7	○				○	○
7	熊本 浩明 (社外取締役 独立役員)	3	○	○			○	○ (委員長)
8	宮島 賢一 (社外取締役 独立役員)	1	○		○			○
9	中畑 裕子 (社外取締役 独立役員)	1	○			○	○	○
10	遠藤 彰子 (常勤監査役)	11		○	○			
11	大和田 徹 (社外監査役 独立役員)	4		○				○
12	遠藤 哲嗣 (社外監査役 独立役員)	2		○	○			○

※1 2022年06月29日時点

※2 各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数 (人)
		固定報酬	役員賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	158	128	14	15	6
監査役 (社外監査役を除く)	12	11	1	—	1
社外取締役	20	19	1	—	5
社外監査役	10	9	0	—	3

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- i) 2007年6月24日開催の第36期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額400百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
- ii) 1990年6月25日開催の第19期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、月額2百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
- iii) 2021年6月29日開催の第50期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象に、譲渡制限付株式報酬の導入を決議いただいております。取締役に対して付与する譲渡制限付株式報酬は年額30百万円以内（株式数としては45,600株以内）となっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役の報酬は、固定報酬と業績連動型報酬にて構成としております。業績及びこれに対する各人の貢献度などに応じて決定する方針としており、当期における取締役の具体的な個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の上限金額の範囲内であり、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会にて審議のうえ、取締役会で決定しております。

ニ. 取締役の報酬構成

i) 固定報酬

固定報酬については、株主総会の決議によって決定した限度内において、取締役の貢献度及び能力、並びに資質を評価し、処遇に反映することを基本方針としております。また、その実効性を確保するために取締役の評価制度を設けると共に、個々の取締役の報酬決定に関する客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。

ii) 業績連動報酬（役員賞与）

当社の業績連動報酬（役員賞与）は、事業活動の成果を表し、株主還元の出発点となる指標である「親会社株主に帰属する当期純利益」に連動した職位ごとの賞与テーブルを定め、担当組織の業績達成度合を加味した上で、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会にて審議のうえ決定しております。

業績連動報酬（役員賞与）については、定時株主総会にて総額の承認を経て決定し、6月の取締役会決議のうえ支給しております。

iii) 業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）

当社は、取締役（社外取締役を除く）に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。取締役会での割当決議を経て、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会にて審議のうえ、払込期日までに付与しており、譲渡制限期間については、金銭報酬債権の払込期日から、対象取締役が当社の取締役、執行役員のいずれかの地位からも退任する日までの期間としております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

株主総会にて決定された報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会にて審議のうえ、取締役会で決定しております。取締役会の決議により代表取締役吉村寛に報酬の決定権限を一任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

## (5) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
  - ロ. コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員が当社を含むグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
  - ハ. 顧問弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適宜受けられる体制をとる。
- ニ. 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

### (運用状況)

ナックグループは、企業理念の根本となるグループ共通の価値観「感謝心」、「規律性」、「具体的」、「精一杯」、「即実行」の5つを“NacWay”として定め、ナックグループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、適宜、適切な助言と指導を受ける体制が整っております。

さらに、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告し、改善策等の提言を行っております。また、第51期は、コンプライアンス委員会及び内部監査部門主催の事業に関わる法令知識の研修や内部統制強化のためにコンプライアンス研修を実施し意識の醸成及び内部統制の強化を図りました。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

### (運用状況)

当社は、取締役会議事録及びグループ経営会議議事録を「取締役会規則」及び「文書管理規



程」に基づき、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、リスク管理に関する規程を定める。
- ロ. 代表取締役、業務執行取締役及び代表取締役が指名した重要な子会社の代表取締役及び執行役員で構成されるグループ経営会議は、各業務担当役員から定期的に報告を受け、各業務におけるリスクの状況を把握する。
- ハ. 経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況の管理を通じてリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議又はグループ経営会議や取締役会において審議のうえ、決定する。
- ニ. 重要な投資に関わるリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を行う。

(運用状況)

当社は、リスクマネジメントの目的、管理体制を定めた「リスク管理規程」を定め、危機発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理規程」を整備し、周知・運用しております。

また、経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況を把握したうえでリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議又はグループ経営会議や取締役会において審議のうえ、決定しております。重要な投資に関するリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を検討しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役及び各業務を担当する取締役は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ロ. 経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議する。
- ハ. 業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき職務執行の効率的な実施を図る。
- ニ. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図っている。

(運用状況)

当社は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効果的に職務の執行が行われる体制としております。当事業年度においては、取締役会を計13回開催したほか、所定の事項についてはグループ経営会議を計12回開催し、経営に関する重要事項を審議いたしました。また、業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき、月1回開催されるグループ経営会議を通じて、ナックグループ各社の業

績管理を実施しております。

また、当社は電子決裁システムを導入しており、稟議決裁等に関し、申請から決裁までの一連の手続きをすべてシステム管理しており、意思決定の迅速化及び効率化を図っています。

⑤ 次に掲げる体制その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i) 月1回開催されるグループ経営会議において、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告されている。
- ii) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 月1回開催されるグループ経営会議において、リスク情報の共有を行っている。
- ii) 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社のリスクマネジメントを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

- i) グループ全体の経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、グループ経営に関する重要事項を審議する。
- ii) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理に関する規程を策定する。

ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、子会社の取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
- ii) コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員がグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
- iii) 当社は、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るために、グループ内部通報制度を設置する。

ホ. その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制

- i) グループ各社の業務の適正確保は、当社の方針、規程を準用して行う。
- ii) 当社の内部監査部門は、グループ各社の監査を行い、監査の結果に基づいて必要な指示又は勧告を行う。

(運用状況)

当社は、最適なグループ経営及び子会社管理に向けた体制・制度・規程の構築に向けて整備



を進めております。第51期は子会社業務執行規程を制定し、親会社に対する子会社の承認及び報告義務事項の制定、並びに子会社が新規に編成された時点のコンプライアンス遵守体制を強化しました。また、子会社の月次業績、財務状況、リスク情報、その他の重要な事項は月1回開催されるグループ経営会議を通じて、当社グループで共有するとともに審議しております。

グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

企業理念及び「グループ行動規範」を追記した“NacWay”の小冊子を子会社含むグループ全従業員に配布することにより企業理念の浸透を進め、子会社における法令等の遵守体制を強化しております。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、子会社における法令等の遵守体制を強化いたしました。

さらに、当社の内部監査部門は、年度監査計画に基づき、グループ各社に対して内部監査を実施し、その結果に基づいて必要な指示又は勧告を行っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の特任スタッフは配置せず、補助機関として内部監査部門が適宜対応し、監査役より求めがあるときは監査役と協議のうえ、必要な期間特任の担当者を置く。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人については、現在は特任スタッフを配置しておりませんが、監査役より求めがあるときは、監査役と協議のうえ、必要な期間、特任の担当を置く体制を整備しております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の担当者の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得て行う。

(運用状況)

現在、監査役の特任スタッフを配置しておりませんが、特任スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については常勤監査役の同意を要することとしております。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、専任期間中は取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととする。

(運用状況)

現在、監査役の専任スタッフを配置していませんが、専任期間中は、取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととしております。

⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- i) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
- ii) 当社の監査役は、取締役会の他、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制

- i) 子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に対して、当社及びグループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
- ii) 当社の監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて子会社の取締役・監査役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- iii) 当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査状況を報告する。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて取締役会等の社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対して報告を求めています。また、内部監査部門は四半期に一度、子会社における監査状況を監査役会に報告しております。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役員及び使用人に周知徹底する。

(運用状況)

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当社

が当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ロ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

監査役が職務を執行するために当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、速やかに処理しております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- イ. 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。

- ロ. 「監査役会規則」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

(運用状況)

監査役は、内部監査部門及び監査法人と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、必要に応じて取締役会等の社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- イ. ナックグループは「グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断し、不当な要求には一切応じない旨を定めている。

- ロ. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めている。

- ハ. 取引先との契約書類については、反社会的勢力排除に関する条項を定めている。

(運用状況)

当社は、反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整備し、反社会的勢力の動向の把握に努めております。取引先との契約書類には、反社会的勢力排除に関する条項を定めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,091</b>
現金及び預金	12,287
受取手形及び売掛金	4,557
商品及び製品	2,532
販売用不動産	2,994
未成工事支出金	480
原材料及び貯蔵品	364
その他	1,996
貸倒引当金	△122
<b>固定資産</b>	<b>14,633</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,720</b>
建物及び構築物	4,620
機械装置及び運搬具	261
工具、器具及び備品	306
土地	2,218
リース資産	1,312
建設仮勘定	1
<b>無形固定資産</b>	<b>1,890</b>
のれん	624
顧客関連資産	373
商標権	258
その他	634
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,022</b>
投資有価証券	1,107
長期貸付金	0
破産更生債権等	274
繰延税金資産	625
差入保証金	1,756
その他	572
貸倒引当金	△313
<b>資産合計</b>	<b>39,724</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>12,576</b>
買掛金	2,143
短期借入金	2,800
一年内返済予定の長期借入金	1,817
未払金	2,009
リース債務	272
未払法人税等	735
未成工事受入金	675
賞与引当金	739
完成工事補償引当金	27
債務保証損失引当金	45
ポイント引当金	49
店舗閉鎖損失引当金	32
役員賞与引当金	16
その他	1,211
<b>固定負債</b>	<b>5,009</b>
長期借入金	2,843
リース債務	1,101
再評価に係る繰延税金負債	13
役員株式給付引当金	7
退職給付に係る負債	202
資産除去債務	509
繰延税金負債	37
その他	295
<b>負債合計</b>	<b>17,585</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>22,627</b>
資本金	6,729
資本剰余金	3,884
利益剰余金	13,297
自己株式	△1,284
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△563</b>
その他有価証券評価差額金	287
為替換算調整勘定	9
土地再評価差額金	△860
<b>非支配株主持分</b>	<b>74</b>
<b>純資産合計</b>	<b>22,138</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>39,724</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		54,924
売上原価		27,971
売上総利益		26,952
販売費及び一般管理費		24,191
営業利益		2,760
営業外収益		390
受取利息及び配当金	12	
受取手数料	2	
業務受託手数料	38	
受取家賃	220	
その他	116	
営業外費用		358
支払利息	63	
為替差損	12	
株式交付費償却	23	
地代家賃	232	
その他	28	
経常利益		2,792
特別利益		114
店舗閉鎖損失引当金戻入益	16	
情報セキュリティ対策費戻入益	80	
その他	16	
特別損失		171
固定資産処分損	9	
減損損失	19	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	32	
貸倒引当金繰入額	24	
店舗閉鎖損失	34	
保証金償却	30	
その他	19	
税金等調整前当期純利益		2,736
法人税、住民税及び事業税	870	
法人税等調整額	139	1,010
当期純利益		1,725
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		1,708

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,492</b>
現金及び預金	9,505
売掛金	3,289
商品及び製品	1,801
原材料及び貯蔵品	132
前渡金	20
立替金	134
前払費用	399
差入保証金	676
短期貸付金	14
関係会社短期貸付金	2,920
その他	198
貸倒引当金	△598
<b>固定資産</b>	<b>19,749</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,204</b>
建物	4,285
構築物	35
機械装置及び運搬具	256
工具、器具及び備品	252
土地	2,081
リース資産	1,292
建設仮勘定	1
<b>無形固定資産</b>	<b>613</b>
のれん	143
ソフトウェア	178
その他	290
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,930</b>
投資有価証券	1,027
関係会社株式	7,677
長期貸付金	0
長期前払費用	66
破産更生債権等	274
繰延税金資産	515
差入保証金	1,484
その他	175
貸倒引当金	△292
<b>資産合計</b>	<b>38,242</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>10,072</b>
買掛金	912
短期借入金	2,800
関係会社短期借入金	900
一年内返済予定の長期借入金	1,780
リース債務	265
未払金	1,388
未払費用	186
未払法人税等	470
前受金	222
賞与引当金	588
債務保証損失引当金	45
ポイント引当金	49
店舗閉鎖損失引当金	32
役員賞与引当金	16
その他	413
<b>固定負債</b>	<b>4,478</b>
長期借入金	2,680
長期預り保証金	190
リース債務	1,083
再評価に係る繰延税金負債	13
役員株式給付引当金	7
資産除去債務	503
その他	0
<b>負債合計</b>	<b>14,550</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>24,273</b>
<b>資本金</b>	<b>6,729</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>3,884</b>
資本準備金	3,378
その他資本剰余金	505
<b>利益剰余金</b>	<b>14,943</b>
利益準備金	350
その他利益剰余金	14,592
別途積立金	3,500
繰越利益剰余金	11,092
<b>自己株式</b>	<b>△1,284</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△582</b>
その他有価証券評価差額金	278
土地再評価差額金	△860
<b>純資産合計</b>	<b>23,691</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>38,242</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		33,004
売上原価		12,987
売上総利益		20,017
販売費及び一般管理費		18,244
営業利益		1,773
営業外収益		461
受取利息及び配当金	40	
受取家賃	245	
その他	176	
営業外費用		371
支払利息	69	
地代家賃	244	
株式交付費償却	23	
その他	35	
経常利益		1,862
特別利益		11
店舗閉鎖損失引当金戻入益	10	
その他	1	
特別損失		166
関係会社株式評価損	48	
店舗閉鎖損失	34	
店舗閉鎖損失引当金繰入	32	
保証金償却	30	
その他	20	
税引前当期純利益		1,707
法人税、住民税及び事業税	542	
法人税等調整額	26	568
当期純利益		1,138

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ナック  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所  
指 定 社 員      公認会計士 福 田   日 武  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員      公認会計士 三 木   崇 央  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。



当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ナック  
取締役会 御中仰星監査法人  
東京事務所  
指 定 社 員 公認会計士 福田 日武  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 三木 崇央  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社ナック 監査役会

常勤監査役	遠 藤 彰 子	ⓐ
社外監査役	狩 野 勝	ⓑ
社外監査役	大和田 徹	ⓒ
社外監査役	遠 藤 哲 嗣	ⓓ

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール

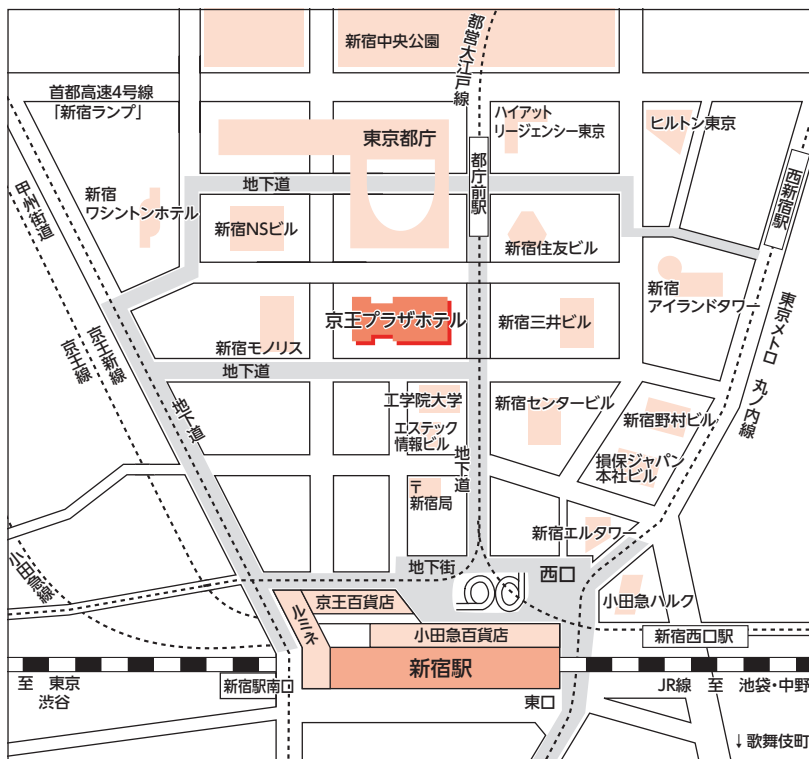
電話

03-3344-0111

アクセス

- 新宿駅西口（JR・私鉄・地下鉄）よりお越しの株主様  
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐお進みください。  
地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。
- 都庁前駅（都営大江戸線）よりお越しの株主様  
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側にホテルがございます。

（注）株主総会にご出席の株主様へのお土産等の配布はございません。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。